

工場 立地法

市準則の概要



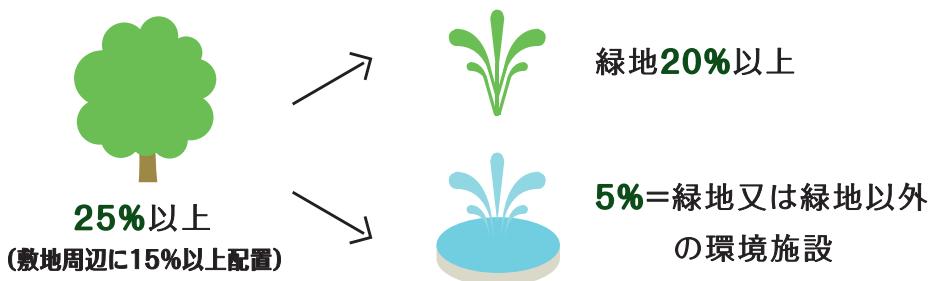


工場立地法とは

工場の立地が、周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上※の工場等を新設又は変更する際に、事前の届出を義務付けています。当パンフレットでは、緑地及び環境施設について説明をしています。

※対象となる工場の規模 | 敷地面積 9,000㎡以上または建築面積の合計が 3,000㎡以上

緑地を含む環境施設の面積の割合



市準則の概要

豊田市では、産業振興の観点から、企業の皆さんの設備投資につながる環境整備の一環として、工場立地法の市準則条例を制定し、工場の新設や増設などの際に設置が必要な緑地等の規制を一部の地域で緩和しています。

準工場立地法	対象区域	環境施設面積率	緑地面積率	重複緑地の算入率
	市内全域	25%以上	20%以上	(緑地面積の) 25%以内



市準則	対象区域	環境施設面積率	緑地面積率	重複緑地の算入率
	工業・工業専用地域 及び 産業誘導地区	10%以上	5%以上	(緑地面積の) 50%以内
	その他の地域	25%以上	20%以上	(緑地面積の) 25%以内

※産業誘導地区とは、工業・工業専用地域や大規模工場の隣接地、主なICから1kmの範囲内の地区

※緑の外環及び緑化地域は対象区域から除外

※都市計画法、開発審査会基準等、他法令で定める緑地の基準を優先

用語の定義

緑地 | 樹木や芝などで覆われた土地
環境施設 | 緑地及び緑地以外の環境施設

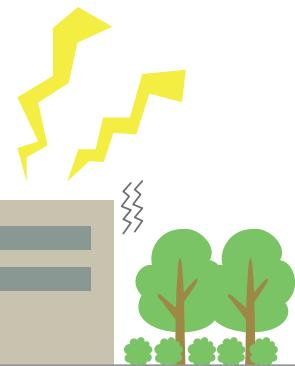
緑地以外の環境施設 | 太陽光パネル、噴水、池、広場、屋外運動場、調整池など
重複緑地 | 屋上・壁面緑地、駐車場緑地

緑地の大切さとは

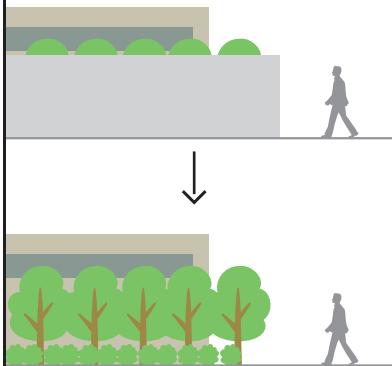
工場敷地に緑地を設置することには、周辺環境との調和という目的があります。また、豊田市は「環境モデル都市」として、低炭素社会の実現を目指し、様々な取り組みにチャレンジしています。植物の種類や配置を工夫した緑地を工場に設置することは「地域と共生する工場づくり」及び「環境負荷の少ない工場づくり」につながっていきます。

周辺環境との調和(取組例)

1 騒音や振動の緩和
(緩衝帯)



2 工場の外観づくり
(工場の遮へい感の減少)

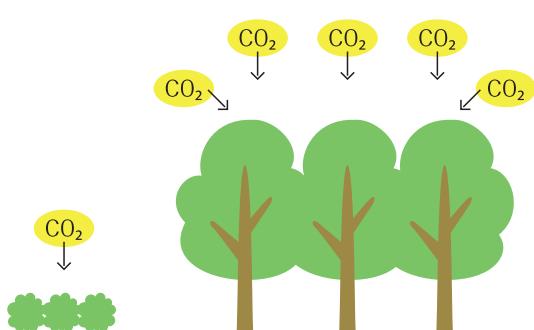


3 地域の憩いの場の提供

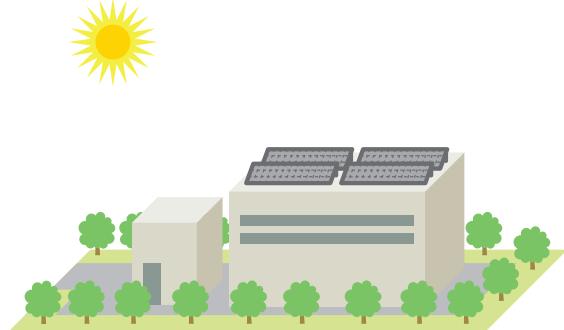


低炭素社会の実現(取組例)

1 樹木の植樹
(葉量が多いほどCO₂の吸収効果が高い)



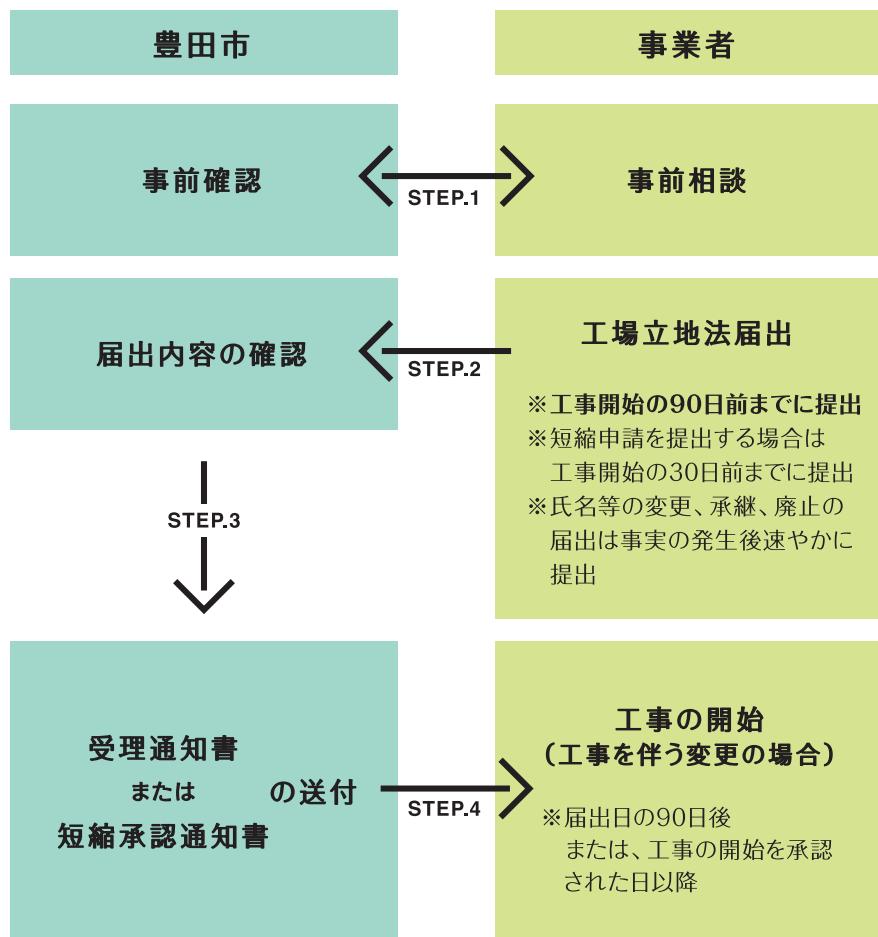
2 低炭素型のエネルギー供給
(太陽光パネルの設置)



工場立地法の届出が必要な場合

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・工場を新設する場合 | ・工場で製造する製品を変更する場合 |
| ・工場の生産施設面積が増加する場合 | ・氏名等を変更する場合 |
| ・工場の敷地面積が増減する場合 | ・工場を承継する場合 |
| ・工場の緑地や環境施設面積が減少する場合 | ・工場を廃止する場合 |
| | など |

届出スケジュール



※届出の書式や手引きは、とよた産業ナビ(下記URL)からダウンロードできます。
※詳細は下記URLより、「工場立地法届出の手引き」を参照。

お問い合わせ先

豊田市産業部 産業労働課 産業振興担当

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

TEL.0565-34-6641 FAX.0565-35-4317

E-mail kigyo-yuchi@city.toyota.aichi.jp

URL <http://sangyounavi.toyota.aichi.jp/>

豊田市 工場立地法

